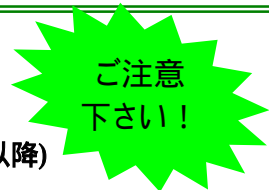




## 労働保険事務組合委託事業主の方へ

平成22年4月より 雇用保険料率が変わります

雇用保険料率が以下のとおり変更となりました(平成22年4月1日以降)



一般の事業.....1,000分の11(事業主7 被保険者4)

1,000分の15.5(被保険者負担1,000分の6)

土木・建築他の事業.....1,000分の14(事業主9 被保険者5)

1,000分の18.5(被保険者負担1,000分の7)

4月以降、従業員の方の給料から雇用保険料を控除される際には、ご注意ください

平成22年3月から、健康保険料率と介護保険料率も変わっています

すでにお知らせしておりますとおり、健康保険料率と介護保険料率が、今年3月分保険料(平成22年4月末納入期限分)から改定となっています。こちらにもご注意ください。

介護保険に該当する人(40歳~64歳) 1,000分の108.4

【被保険者負担1,000分の54.2】

介護保険に該当しない人(上記以外) 1,000分の93.4

【被保険者負担1,000分の46.7】

## 「改正雇用保険法」が可決・成立(3月31日)

雇用見込み期間の短縮(6カ月以上 31日以上)、保険料率の引上げ(0.8% 1.2%)を柱とする「改正雇用保険法案」が、参議院本会議で可決・成立しました。4月1日施行。

## 「改正労働基準法」施行

### 時短への取り組みは？

### 4月から施行

改正労働基準法が施行されました。

今回の改正の中心は、以下の2点です。

(1) 労使協定を締結すれば従業員が1時間単位で有給休暇を取得できる

(2) 月60時間以上の時間外労働に対する割増賃金率を現行の25%から50%に引き上げる、(中小企業については当分の間、法定割増賃金率の引上げについては猶予されます)。

## 「時間単位有休」「割増賃金率の引上げ」と時短

現在、年次有給休暇は、原則1日単位(労使協定により半日単位も可)でしか取得することができませんでしたが、改正後は、労使協定があ

れば1時間単位で年間最大5日分を取得することが可能となりました。

時間外労働の割増賃金率の引上げへの対応については、労務コスト削減のために時短を進めることが考えられます。

厚生労働省の調査によると、日本企業の時短は過去10年でほとんど改善していません。1999年と比べ2008年の労働時間は大手・中小企業とも増加しており、有給休暇取得率も下がっています。法改正を機に、時短への取り組みが求められます。

今年もやります！

## 服部事務所 知っ得説明会

6月15日(火) 午後1時20分~

米子コンベンションセンター

テーマは.....

労災事故の防止と対処

労災保険と上乗せ共済の重要性

労働契約の具体的姿

事業主様はもちろん、

事務担当の方もぜひお越しください